（施設又は設備についての表示）

第二条　登録住宅の入居者の利用に供される施設又は設備について表示する場合において、当該施設又は設備が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を明瞭に記載することとする。

一　当該登録住宅に係る登録事業者が設置しているものではない施設又は設備

二　当該登録住宅の敷地内に設置されていない施設又は設備

三　入居者が利用するためには、利用するごとに費用を支払う必要がある施設又は設備

第三条　登録住宅の入居者の利用に供される施設又は設備のうち特定の用途に供される場合があるものについて表示する場合において、当該施設又は設備が当該特定の用途のための専用の施設又は設備として設置され又は使用されていないときは、その旨を明瞭に記載することとする。

第四条　登録住宅の設備の構造又は仕様について表示する場合において、当該設備の構造又は仕様の一部に異なるものがあるときは、その旨を明瞭に記載することとする。

（居住部分の利用についての表示）

第五条　登録住宅の入居者の居住部分について表示する場合において、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条各号の理由以外の理由により居住部分を変更することがあるとき又は同条ただし書の場合において居住部分を変更することがあるときは、その旨を明瞭に記載することとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当することがあるときは、その旨を明瞭に記載することとする。

一　変更後の居住部分の床面積が当初入居した居住部分の床面積に比して減少すること

二　入居者が当初入居した居住部分から他の居住部分に住み替える場合に、当初入居した居住部分の利用に関する権利が変更すること又は消滅すること

三　入居者が変更後の居住部分の利用に関し、追加的な費用を支払うこと

四　当初入居した居住部分の利用に関する費用について、居住部分の変更による居住部分の構造若しくは設備の変更又は居住部分の床面積の減少に応じた調整が行われないこと

第六条　登録住宅において、終身にわたって入居者が居住でき、又は介護サービスの提供を受けることができると表示をする場合であって、規則第十三条各号の理由以外の理由により又は同条ただし書の場合に該当することにより、当該入居者が当該登録住宅において終身にわたって居住し、又は介護サービスの提供を受けることができない場合があるときは、その旨を明瞭に記載することとする。

（介護サービスについての表示）

第七条　登録住宅の入居者に提供される介護サービスについて表示する場合において、登録事業者が当該介護サービスを提供するものではないときは、その旨を明瞭に記載することとする。

第八条　登録事業者が自ら又は委託若しくは提携により提供する介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定に基づく保険給付の対象とならない介護サービスについて表示する場合においては、当該介護サービスの内容及び費用を明瞭に記載することとする。

（高齢者生活支援サービスを提供する者についての表示）

第九条　法第六条第一項第十号の高齢者生活支援サービス（以下「高齢者生活支援サービス」という。）を提供する者の人数について表示する場合においては、次の各号に掲げる人数を明瞭に記載することとする。

一　高齢者生活支援サービスを提供する者の総人数及びその規則第五条各号のサービスごとの内訳の人数

二　高齢者生活支援サービスを提供する者が要介護者等（介護保険法の規定に基づく要介護認定又は要支援認定を受けた登録住宅の入居者をいう。以下同じ。）以外の入居者に対し、食事の提供その他の日常生活上必要なサービスを提供する場合においては、要介護者等に高齢者生活支援サービスを提供する者の総人数及びその規則第五条各号のサービスごとの内訳の人数

三　夜間における最少の高齢者生活支援サービスを提供する者の総人数及びその規則第五条各号のサービスごとの内訳の人数

第十条　登録住宅において高齢者生活支援サービスを提供する者のうち介護に関する資格を有する者について表示する場合においては、当該者の人数を常勤又は非常勤の別ごとに明瞭に記載することとする。

○農林水産省告示第千九百五十六号

東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第四十四号。以下「特例法」という。）第三条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、特例法第三条第一項の農林水産大臣が指定する日及び特例法第五条第一項の農林水産大臣が指定する選挙管理委員会を次のように定める。

平成二十三年十月七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前田　武志

（特例選挙期日）

第一条　特例法第三条第一項の農林水産大臣が指定する日は、次の表の上欄に掲げる指定市町村（同項の規定に基づき農林水産大臣が指定した市町村をいう。以下同じ。）ごとに、それぞれ同表の下欄に定める日とする。

指定市町村	特例選挙期日
岩手県 大船渡市	平成二十三年十一月二十日
岩手県 田野畑村　野田村 宮城県 大郷町	平成二十三年十一月二十七日
宮城県 亘理町　山元町　七ヶ浜町	平成二十四年一月二十九日
宮城県 岩沼市 福島県 田村市 川俣町	平成二十四年二月十九日
宮城県 名取市	平成二十四年六月十日
岩手県 陸前高田市 大槌町 宮城県 石巻市　東松島市 女川町 福島県 いわき市　相馬市 広野町　楢葉町　富岡町　大熊町　双葉町　浪江町　新地町 川内村　葛尾村　飯舘村 宮城県 仙台市　塩竈市	平成二十四年七月八日
	平成二十四年七月十五日